

令和3年12月1日

事業者等の皆様へ

北海道開発局

令和3年度 国家公務員倫理月間の実施について

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり、本年、当局において、職員が逮捕され、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害による有罪判決を受ける事案が発生したことを受け、9月及び11月に、皆様には、職員との応接ルール等の再発防止策について御協力をお願いさせていただいたところです。

そのような折、度重なるお願いとなり誠に恐縮ですが、12月の1ヶ月間は「国家公務員倫理月間」（主唱：国家公務員倫理審査会）とされ、当局におきましても、本期間において各種啓発活動を集中的に行うこととしており、つきましては、倫理保持に関するリーフレット等を同封致しましたので、会員企業の皆様へ周知いただきますとともに、その際は、役員のみにとどまることなく、当局OB職員を含め企業内各職員まで周知されるようお伝えいただけますと幸いです。

※ リーフレット等は、北海道開発局ホームページ（「国家公務員倫理月間」のお知らせ）に電子媒体を掲載していますので、周知の際にご活用ください。

URL： <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ks/kansatu/u23dsn0000000fmr.html>

<お問い合わせ先>

北海道開発局 監察官（渡辺）

監察専門官（小林）

住 所 060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 8階

電 話 011-709-2311（代表）内線 5697（渡辺）、5698（小林）

FAX 011-727-8650

🔍 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ 🔍 ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

❌ 金銭や物品の贈与

❌ たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

🔍 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

❌ 酒食等のもてなし(接待)

🔍 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

🔍 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

🔍 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

❌ 車での送迎など、無償でのサービスの提供

🔍 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

❌ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

❌ 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

❌ 金銭の貸付け

🔍 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

❌ 未公開株式の譲渡

❌ 有償であっても無償であっても違反

❌ 無償での物品や不動産の貸付け

🔍 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

コンプライアンスの保持にご協力ください

事業者（有資格業者）の皆様へ

北海道開発局では、組織を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできており、今般新たに下線部の取組を追加いたしました。事業者の皆様方におかれましても、コンプライアンスの保持にご理解とご協力をお願いいたします。

1. 打合せにより当局職員を訪問される際のアポイントメント

- ・特に、本局、開発建設部幹部職員及び所長へのご訪問の際には、総務担当または秘書への事前の連絡を必ずお願いいたします。
- ・ご来訪の際は、まず、総務担当または秘書までお越しください。

2. 執務スペースへの入室制限

入札契約に係る機密情報の管理徹底のため、執務スペースへの入室を制限させていただきます。

3. 来訪時のオープンスペースでの対応（挨拶のみの場合を除く）

原則として、オープンスペースにて複数職員で対応させていただきます。なお、事業実施における苦情相談については、幹部室または所長室にて複数職員で対応させていただきます。

4. 通報窓口への情報提供

- ・万一、当局職員から下請け業者の選定や特定の資料の使用など、不当と思われる働きかけを受けた場合は、断固として拒否し、速やかに当局の通報窓口まで情報提供していただきますようお願いいたします。
- ・当局職員に対する不当と思われる働きかけは、記録・公表されることとなります。



5. 飲食に関する届出へのご理解

当局職員が事業者の方と飲食した場合には、金額に関わりなく、同席された方の氏名や金額等の届出を当局職員に義務化することといたしました。ご理解をお願いいたします。



6. 物品等贈与は受け取りません

当局職員が事業者の方から物品等の贈与を受けた場合には、受取をお断りし相手方に返戻の上、事業者に対しても文書にて注意させていただきます。

○上記について、社内に関係する部署への周知をお願いします。

<問い合わせ先>

国土交通省北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎

TEL 011-709-2311 (代表) 担当: 入札契約監察官 (内線5697)

監察官 (内線5687)